|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 決済日　令和　　年　　月　　日 | | |
| 課長 | 係長 | 担当 |
|  |  |  |

浦添市長　　松　本　哲　治　殿

№

**債　務　承　認　兼　納　付　誓　約　書**

　下記市税に係る徴収金は、私（当社）にその納付（納入）すべき義務がある未納付（未納入）の市税（これに付帯する徴収金を含む）債務であることを承認します。

　また、私（当社）が納付すべき未納の市税について、今後、誠意をもってこれを履行することを誓約します。約束を不履行とした場合は、本納付誓約が無効となることを認め、法的手段（差押等）によって徴収されることを認めます。

記

１．令和　　年　　月　　日　時点での未納状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 通知番号 | 税目 | 年度 | 期別 | 本税 | 督促 | 延滞金 |
|  |  |  |  | 円 | 円 | 円 |
|  |  |  |  | 円 | 円 | 円 |
|  |  |  |  | 円 | 円 | 円 |

□別紙のとおり

２．納付計画

□令和　　　　年　　　月から毎月　　　　　　　円　　　　回　　分割納付

□その他計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納付年月日 | 納付額 | 備考 |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |

　※　分割納付計画は最長６か月の計画となっております。継続して分割納付を希望する際は、来庁の上、再度納付計画・誓約書等の必要書類を提出し、手続をして下さい。

令和　　　年　　　月　　　日

**上記内容を承諾のうえ、納付誓約をします。**

　　　　　　　　　住　所

（納税義務者）氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

**分納（誓約）について（同意書）**

※分納をする上での誓約（同意）事項です。下記の事項をよくご確認いただき、□へ✔（チェック）後、署名捺印をして下さい。

**□**　**「督促状」「催告書」が送付されます。**

　税金には、税目や期別ごとに納期限が定められています。納期限前に誓約された場合でも、納期を過ぎた税金があれば地方税法に基づき督促状を発付しなければなりません。そのため分納する場合でも、督促状発付に係る手数料もご負担いただくことになります。

　また、未納税額の残額に対して随時、催告書を送付します。ご了承ください。

**□　「延滞金」が発生します。**

　分納するにあたり、分納に係る納期を設定しますが本来の納期（法で定める納期）がすぎると地方税法に基づく延滞金が加算されます。分納中でも本税が完納となるまで延滞金が加算されますが、その延滞金についても支払いが必要です。

**□　「財産調査」及び「差押」について**

　納税誓約に基づく分割納付については、あくまでも例外的な取扱です。（本来であれば法で定める納期内に納付する必要があります。）そのため、相談等で申し出があった内容（資力がない等）の事実確認をするため、財産調査を行います。

　また、財産調査の結果、（高額の預貯金がある等）税の納付が可能な財産を保有しており分納を認めるべきでない場合は分納履行中であっても差押の手続きを行うことがあります。

　※保有する財産等がある場合は、必ず分納相談の際に申し出てください。財産調査で判明した財産は差押等滞納処分の対象となります。

**□　「来庁納付」が原則です。（市の納税課窓口まできて納付書の発行を受ける必要があります。）**

　県外に住んでいる等の特別な事情ある場合を除き、市の納税課窓口まで来庁していただき納付書を受け取っていただく必要があります。

**□　分納が不履行になった場合には通知なく差押の滞納処分を行うことがあります。**

　期限内に来庁できない、分納納付書を紛失してしまった等の事情がある場合は必ず分納の納期内にご連絡ください。連絡等がなく分納が不履行となった場合は分納誓約に基づき、差押等の滞納処分を行うことがあります。

**浦添市長　殿**

**上記の内容を了承し分納（誓約）します。**

**令和**　　　　**年　　　月　　日**

**住　所**

**氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞**